物品売買契約書

1　物品の名称及び数量等

物品の名称	規格・付属品等	数量	金額（円：税抜）
新潟県立吉田病院 統合院内ネットワークシステム及び院内電話設備システム	統合院内ネットワークシステム 及び院内電話設備システム 一式 （詳細は別紙要求仕様書のとおり）		¥　　-

2　契約金額　　¥　　－

（うち消費税及び地方消費税額¥　　－）

3　契約代金の支払い

（1）前金払　　しない

（2）部分払　　しない

（3）本契約は、債務負担行為に基づくものであり、契約代金は令和９年度において支払う。

4　契約保証金免除　　契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程第 186 条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除する。

5　納入場所　　新潟県立吉田病院

6　納入期限　　令和９年 11 月 30 日

7　その他　　納入写真、納品物明細を添付すること

本契約は、システム構築、職員操作研修等を実施した上で、運用可能な状態で納入する物品について定めたものであり、上記物品納入後のシステムの使用、サポートに関する契約は指定管理者の医療法人愛広会と別途締結する

上記物品の売買に関して、買主　新潟県病院事業管理者　を甲とし、売主　　を乙として、上記条件のほか別記１契約条項によって契約を締結し、この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)。

令和８年　　月　　日

新潟県新潟市中央区新光町４番地１
甲　　新潟県病院事業管理者
新潟県病院局長　金井　健一

乙

別記１

契約条項

（契約保証金の納付）

第１条　乙は、契約の締結と同時に、契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

（業務従事者）

第２条　甲は、乙の選定した業務従事者について不適当と認められる場合は、その理由を明示し、乙に対し当該業務従事者の交代を申し出ることができる。

（納入期限の延長）

第３条　乙は、乙の責めに帰することのできない正当な理由により、納入期限までにこの契約に定める物品（以下「目的物」という。）を納入することができないときは、あらかじめ甲に対して、その理由を明示して期限の延長を求めることができる。この場合、甲は、期限の延長を認めたときは、変更後の納入期限を定めてこれを乙に通知するものとする。

（納品、検査方法等）

第４条　目的物の納入は以下のとおりとする。

(1) 令和９年 10 月 31 日までに納入するもの

院内ネットワークシステム及び院内電話設備システム（別紙要求仕様書に定めるもの）

(2) 令和９年 11 月 30 日までに納入するもの

仕様書等において定める前号に係る本システムの設計書及びその他ドキュメント等目的物の納入は期限までに契約数量の全部を同時に行うものとし、納入に要するすべての費用は乙の負担とする。ただし、甲が分納を指示した場合、又は乙があらかじめ甲の承諾を得た場合は、目的物を分納することができる。

2　乙は、目的物を納入（分納する場合は分納ごと）しようとするときは、甲に通知して検査を受けなければならない。

3　甲は、乙から納入の通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内（以下「検査期間」という。）に納入された目的物を検査するものとする。この場合は、甲は、検査の日時及び場所を指定して乙の立会いを求めるものとし、乙が立会わないときは、乙は検査の結果に異議を申し立てることができないものとする。

4　検査のため納入された目的物を損耗したとき、又は検査に当たり、費用を要するときは、その費用は乙の負担とする。ただし、費用を要する原因が甲の責めに帰すべきものであるときは、甲の負担とする。

5　検査の結果不合格となった場合は、乙は、自己の負担でその目的物を引き取るとともに、甲から期限を指定して代品の納入を指示されたときは、その指定期限内に代品を納入して甲の検査を受けなければならない。この場合の検査については、前３項の定めに準ずる。

6　甲は、検査の結果品質不良、数量不足等のため不合格となる場合であっても、支障がないと認めるときは、契約金額を減額してその目的物を受け入れることができる。この場合の契約金額の変更は、甲乙協議して定める。

7　甲は、検査に合格したと認めたとき、又は前項の定めにより受け入れることとしたときは、その旨を乙に通知し、乙は、目的物を甲に引き渡すものとする。

8　目的物の所有権は、前項の定めによる引渡しのときに乙から甲に移転するものとする。

（代金の支払）

第５条　乙は、目的物の引渡しをすべて完了したときは、甲に対し請求書により契約金額を請求するものとする。ただし、前条第１項の規定により分納した場合は、分納の都度、分納した数量に応じた金額を請求することができる。

2　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内（以下「支払期間」という。）に甲の定める方法により契約金額を支払うものとする。

（債権債務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債務の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2　前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、新潟県病院局財務規程（昭和 60 年新潟県病院局管理規程第 5 号）第 53 条に基づき企業出納員に対し、支出命令を発した時点で生ずるものとする。

（危険負担）

第７条　目的物の引き渡し前に生じた物品についての損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第８条　甲は乙に対し、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、目的物の修補、代替物の引き渡し又は不足分の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、乙は甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができない。

2　前項に規定する場合において、甲は乙に対し、同項に規定する履行の追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3　第１項に規定する場合において、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4　契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第１項の規定による履行の追完請求、前項に規定する代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

5　乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を甲に引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引き渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

（履行遅滞の責任）

第９条　乙は、納入期限までに目的物を納入することができない場合で、甲が納入期限経過後の納入を認めたときは、遅延日数１日につき、遅滞数量に対する代金相当額の 1,000 分の１の割合で計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

2　前項の違約金は、甲が乙に支払う債務を有するときは、相殺するものとする。

3　甲は、その責めに帰する理由により支払期間内に契約金額を支払わないときは、遅延日数に応じ当該未払金額に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条の規定により指定された率により計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。この場合、計算した金額が 100 円未満であるときは支払いを要せず、その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

4　甲の責めに帰する理由により検査期間内に目的物の検査をしないときは、検査期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、支払期間の日数から差し引くものとし、支払期間の日数を超える場合は支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、甲は前項の定めに準じて計算した金額を乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第 10 条　契約を締結するときに予見することのできなかった物価の高騰若しくは下落その他事情の変動により、契約の内容が著しく不合理となった場合は、甲又は乙は相手方に対し、契約の変更を申し入れることができる。この場合、一定期間を置いて催告しても相手方が応じないときは、契約を解除することができる。

2　前項の定めによる申入れに基づいて契約を変更する場合、その変更内容は、甲乙協議して定める。

3　甲は、前２項に定める場合のほか、乙が債務を履行しない間は、目的物の内容、数量、納入期限その他の契約事項を変更する必要が生じたときは、契約を変更することができる。この場合の変更内容は、甲乙協議して定める。

4　乙は、天災地変その他の不可抗力又は生産中止その他の供給事情の急変により、契約の履行が不能となる部分が生じたときは、甲に対し契約の変更を申し入れることができる。この場合、甲が契約の変更を認めたときは、変更内容は甲が定める。

（知的財産権の取扱い）

第 11 条　本件業務を実施する過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下「発明等」という。）が甲、乙のいずれか一者のみによって行われた場合、当該発明等に関する特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。）及びノウハウ等に関する権利（以下「特許権等」という。）は、当該発明を行った者が属する当事者に帰属する。この場合、甲、乙は、当該発明等を行った者との間で特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 35 条等に基づく特許権等の継承その他必要な措置を講ずるものとする。

2　乙が本契約を締結する以前から有していた特許権等を本件業務に利用した場合又は前項により乙に帰属する特許権等が本件業務に利用された場合、甲は、本件業務の成果を自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を利用することができる。なお、当該特許権等を乙が有していたこと及び乙に帰属することについては、乙が当該事実を挙証する責任を負うものとする。

（目的物の著作権）

第 12 条　本件業務において乙が甲に提供した物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、履行確認の通知がされたときをもって、乙は甲に対し無償で譲渡する。

2　乙は、前項により譲渡した著作物に関して一切の著作者人格権を行使しないものとする。

3　第１項の規定にかかわらず、乙が本契約締結前から保有していた著作物の著作権については、なお乙に帰属するものとする。

　なお、乙は当該著作権を有していること又は当該著作権が自己に帰属することについて、乙はその事実を挙証する責任を負う。

4　甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物について、乙の提供物を自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

（特許権等の使用）

第 13 条　乙は、本件業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、その使用が甲の指示によるものであるときは、この限りでない。

（解除権等）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに、契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

(1)　納入期限までに目的物を納入することができないことが明らかであり、そのために契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2)　契約に違反したことその他不誠実の行為をしたことにより、契約の目的を達することができないとき。

(3)　契約の履行能力を喪失したと認められるとき。

(4)　契約の解除を申し出たとき。

2　甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切ったときは、乙から契約金額（打切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額をいう。以下本条及び第 15 条において同じ。）の 100 分の 10 の割合で計算した金額の違約金を徴収することができる。ただし、甲に帰属することとなる契約保証金がある場合は、違約金の額を契約金額の 100 分の 10 以下の割合とすることができる。

第 15 条　甲は、前条第１項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）による排除措置命令を行った場合において、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第１項及び第２項に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2)　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法による課徴金納付命令を行った場合において、出訴期間を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3)　乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

(5)　乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2　甲は、前条第１項又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1)　その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第

２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4)　その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6)　下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7)　乙が、第１号から第５号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3　前２項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは乙は契約金額の 100 分の 10 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

4　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

第 16 条　甲は、第 14 条第１項又は前条第１項若しくは第２項に定める場合のほか、乙が契約を履行しない間は、必要がある場合には契約を解除し、又は打ち切ることができる。

2　甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切った場合に乙に損害を与えたときは、その損害額を負担する。この場合、甲の負担する損害額は甲乙協議して定める。

（損害賠償の予定）

第 17 条　乙は、第 15 条第１項又は第 2 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 20 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

3　前２項の規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還等）

第 18 条　乙は、契約保証金を納付した場合であって、目的物を引き渡したとき、又は第 16 条の規定により契約が解除されたときは、甲に対し請求書により、その還付を請求するものとする。

2　甲は、乙から適正な請求書を受理したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。

3　第 14 条第 1 項の定めにより契約が解除され、若しくは打ち切られたとき、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（秘密の保持）

第 19 条　乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第 20 条　乙は、本契約の履行にあたり個人情報の取り扱いに関しては、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第 21 条　乙は、本契約の履行にあたりネットワーク、情報システム及び情報資産に関する処理にあたっては、別記３「情報セキュリティ関連業務特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の費用）

第 22 条　この契約に要する費用は、乙の負担とする。

（契約外の事項等）

第 23 条　この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

別記２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第３　乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４　乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第６　乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

（再委託の禁止）

第７　乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者の監督）

第９　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（実地調査）

第 10　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

（指示等）

第 11　甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、または必要な事項の報告もしくは資料の提出を求めることができる。

（事故報告）

第 12　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記３

情報セキュリティ関連業務特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

（情報資産の取扱い）

第２　乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第３　乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

（機器等の取扱い）

第４　乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

（従事者への啓発）

第５　乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

（異常時の報告）

第６　乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第７　乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

（ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止）

第９　情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

（機器構成の無許可変更の禁止）

第 10　情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

（ネットワークへの無許可接続の禁止）

第 11　乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

（コンピュータウィルス対策）

第 12　乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

（法令遵守）

第 13　乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)

(3) 新潟県個人情報保護条例(平成 17 年新潟県条例第 2 号)

（実地調査）

第 14　甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。